

生駒市条例第35号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「第45条及び第46条」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。